

第518回茨城海区漁業調整委員会 次第

日時：令和5年6月23日（金）

午後3時から

場所：水戸市三の丸1-1-33

すいさん会館 5階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員17名、出席委員 名、欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員、 委員

5 議 題

第1号議案 なまこ漁業許可の有効期間の短縮について（諮問）

第2号議案 くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更
について（諮問）

第3号議案 固定式さし網漁業の許可等に関する取扱方針の改正について（協議）

第4号議案 かじき釣り（トローリング）大会実施計画について（協議）

6 その他

7 閉 会



資料No. 1 - 1

漁諮問第 5 号

茨城海区漁業調整委員会

茨城県海面漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 73 号）第 5 条第 1 項第 2 号のなまこ漁業の許可について、別記理由により、同規則第 16 条第 1 項に定める許可の有効期間を 5 年から 1 年に短縮したいので、同条第 2 項の規定により意見を求める。

令和 5 年 6 月 9 日

茨城県知事 大井川 和彦



(別 記)

平成30年12月24日付けで改正された漁業法(昭和24年法律第267号)第132条第1項の規定に基づき、なまこは、特定水産動植物に指定されたことから、令和2年11月12日付けで全面改正した茨城県海面漁業調整規則(令和2年茨城県規則第73号)第5条において、なまこ漁業を創設した。

今般、同規則第12条の規定に基づき、新たになまこ漁業の許可を発給するにあたっては、他漁業との操業上の課題や漁獲による資源への影響について、検証する必要があることから、同規則第16条第1項の規定により5年と定められている許可の有効期間を1年に短縮しようとするものである。

なまこ漁業許可の履行状況について

1 許可の経緯

(1) 漁業法の改正と特定水産動植物の指定

- ア なまこは、平成 30 年 12 月 24 日付けで改正され、令和 2 年 12 月 1 日付けで施行された漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 132 条第 1 項の規定に基づき、悪質な密漁の対象となるおそれ大きい特定水産動植物に指定され、都道府県知事による漁業許可や漁業権に基づいて採捕する場合を除き、採捕が禁止された（違反の場合 3 年以下の懲役又は 3000 万円以下の罰金）。
- イ 漁業法改正以前の本県におけるなまこを対象とした漁業は、沖合域においては大臣許可及び知事許可に基づく底びき網漁業により主にオキナマコが漁獲され、沿岸域においては第 1 種共同漁業権に基づく素潜りや知事許可に基づく潜水器漁業（第 1 種共同漁業権漁場内）のほか、漁業権や漁業許可によらない自由漁業により主にマナマコが漁獲されていた。
- ウ このことから、漁業権や漁業許可によらない自由漁業としてなまこを採捕していた漁業者については、漁業法の改正施行後も引き続きなまこを採捕し漁業を営むためには、漁業の許可を受ける必要が生じた。

(2) なまこ漁業許可の創設

- ア 以上のことから、令和 2 年 11 月 12 日付けで全面改正し、令和 2 年 12 月 1 日付け施行となった茨城県海面漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 73 号、以下、「規則」という。）第 5 条において、なまこ漁業を創設した。
- イ 県では、このことから、令和 3 年 9 月 7 日開催の第 504 回及び同 11 月 16 日開催の第 505 回茨城海区漁業調整委員会（以下、「漁業調整委員会」という。）において、制限措置等を諮問のうえ、新たな知事許可漁業「なまこ漁業」の許可を合計 28 人に対し発給した。
- ウ なお、許可の発給にあたっては、新たに創設された許可であることから、許可後の他漁業との操業上の課題や漁獲による資源への影響について検証する必要があるため、許可の有効期間を 1 年間に短縮し発給している（許可の有効期間：11 月 1 日～翌年 10 月 31 日）。

2 許可の制限条件等の内容と履行状況について

規則第 22 条の規定に基づき提出のあった「資源管理の状況等の報告（漁獲成績報告）」や取締巡視において履行状況を確認した。

制限措置等の内容	履行状況（資源管理状況等の報告）																																																																						
1 制限措置 ①許可すべき漁業者の数 28 人	<ul style="list-style-type: none"> 許可を受けた漁業者の数 28 人 表 操業実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3. 11～R4. 10</th> <th>R4. 11～R5. 4（中間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績あり</td> <td>13 人</td> <td>13 人</td> </tr> <tr> <td>実績なし※</td> <td>15 人</td> <td>15 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 主な理由：新型コロナウイルス感染症の影響による需要減及び他漁業の操業を優先したことによる操業の自粛と漁場の保護。</p>		R3. 11～R4. 10	R4. 11～R5. 4（中間）	実績あり	13 人	13 人	実績なし※	15 人	15 人																																																													
	R3. 11～R4. 10	R4. 11～R5. 4（中間）																																																																					
実績あり	13 人	13 人																																																																					
実績なし※	15 人	15 人																																																																					
②操業区域 第一種共同漁業権漁場区域を除く茨城県海面	表 地先別延べ操業日数 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3. 11～R4. 10</th> <th>R4. 11～R5. 4（中間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日立市地先</td> <td>21 日</td> <td>18 日</td> </tr> <tr> <td>ひたちなか市から東海村地先</td> <td>180 日</td> <td>191 日</td> </tr> <tr> <td>大洗町地先</td> <td>39 日</td> <td>27 日</td> </tr> <tr> <td>鹿嶋市地先</td> <td>211 日</td> <td>212 日</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>451 日</td> <td>448 日</td> </tr> </tbody> </table>		R3. 11～R4. 10	R4. 11～R5. 4（中間）	日立市地先	21 日	18 日	ひたちなか市から東海村地先	180 日	191 日	大洗町地先	39 日	27 日	鹿嶋市地先	211 日	212 日	合計	451 日	448 日																																																				
	R3. 11～R4. 10	R4. 11～R5. 4（中間）																																																																					
日立市地先	21 日	18 日																																																																					
ひたちなか市から東海村地先	180 日	191 日																																																																					
大洗町地先	39 日	27 日																																																																					
鹿嶋市地先	211 日	212 日																																																																					
合計	451 日	448 日																																																																					
③操業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> 操業盛期（操業日の約 8 割）は 12 月から翌 4 月である。 操業日 1 日当たりの平均的な漁獲量は 45～50kg。 表 月別水揚げ状況 <R3～4 漁期> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3. 12</th> <th>R4. 1</th> <th>R4. 2</th> <th>R4. 3</th> <th>R4. 4</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ操業日数(日)</td> <td>35</td> <td>95</td> <td>89</td> <td>104</td> <td>72</td> <td>395</td> </tr> <tr> <td>漁獲量(kg)</td> <td>1,410</td> <td>4,131</td> <td>3,663</td> <td>5,237</td> <td>3,125</td> <td>17,566</td> </tr> <tr> <td>水揚金額(千円)</td> <td>1,711</td> <td>4,669</td> <td>3,880</td> <td>5,606</td> <td>3,236</td> <td>19,101</td> </tr> <tr> <td>平均単価(円/kg)</td> <td>1,218</td> <td>1,155</td> <td>1,109</td> <td>1,172</td> <td>1,095</td> <td>1,150</td> </tr> </tbody> </table> <R4～5 漁期> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4. 12</th> <th>R5. 1</th> <th>R5. 2</th> <th>R5. 3</th> <th>R5. 4</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ操業日数(日)</td> <td>26</td> <td>127</td> <td>123</td> <td>100</td> <td>72</td> <td>448</td> </tr> <tr> <td>漁獲量(kg)</td> <td>1,205</td> <td>5,463</td> <td>6,468</td> <td>5,044</td> <td>3,775</td> <td>21,955</td> </tr> <tr> <td>水揚金額(千円)</td> <td>1,072</td> <td>6,151</td> <td>7,857</td> <td>5,440</td> <td>3,842</td> <td>24,363</td> </tr> <tr> <td>平均単価(円/kg)</td> <td>1,124</td> <td>1,270</td> <td>1,244</td> <td>1,189</td> <td>1,075</td> <td>1,180</td> </tr> </tbody> </table>		R3. 12	R4. 1	R4. 2	R4. 3	R4. 4	計	延べ操業日数(日)	35	95	89	104	72	395	漁獲量(kg)	1,410	4,131	3,663	5,237	3,125	17,566	水揚金額(千円)	1,711	4,669	3,880	5,606	3,236	19,101	平均単価(円/kg)	1,218	1,155	1,109	1,172	1,095	1,150		R4. 12	R5. 1	R5. 2	R5. 3	R5. 4	計	延べ操業日数(日)	26	127	123	100	72	448	漁獲量(kg)	1,205	5,463	6,468	5,044	3,775	21,955	水揚金額(千円)	1,072	6,151	7,857	5,440	3,842	24,363	平均単価(円/kg)	1,124	1,270	1,244	1,189	1,075	1,180
	R3. 12	R4. 1	R4. 2	R4. 3	R4. 4	計																																																																	
延べ操業日数(日)	35	95	89	104	72	395																																																																	
漁獲量(kg)	1,410	4,131	3,663	5,237	3,125	17,566																																																																	
水揚金額(千円)	1,711	4,669	3,880	5,606	3,236	19,101																																																																	
平均単価(円/kg)	1,218	1,155	1,109	1,172	1,095	1,150																																																																	
	R4. 12	R5. 1	R5. 2	R5. 3	R5. 4	計																																																																	
延べ操業日数(日)	26	127	123	100	72	448																																																																	
漁獲量(kg)	1,205	5,463	6,468	5,044	3,775	21,955																																																																	
水揚金額(千円)	1,072	6,151	7,857	5,440	3,842	24,363																																																																	
平均単価(円/kg)	1,124	1,270	1,244	1,189	1,075	1,180																																																																	

制限措置等の内容	履行状況（資源管理状況等の報告）
2 許可の条件 ①操業時間は、日の出から日没までとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年11月～令和5年4月までの操業開始時間は最も早い時刻で6:00（5月前半）、操業終了時間は最も遅い時刻で18:20（4月後半）であった。 ・いずれも日の出から日没までの間に操業されていることを確認。
②操業を行うときの標旗の掲揚の義務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県漁業取締による定期的な巡視により、履行を確認。 ・ R5. 8. 25 付けで許可等に関する取扱方針を改正し、標旗の色を赤から黄へ変更し、さらに船体表示を新たな条件として加えたことで、操業中の船舶がより明確に識別できるようになった。
③採捕は、許可者を受けた本人に限る	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県漁業取締による定期的な巡視により、履行を確認。

3 今後のスケジュール

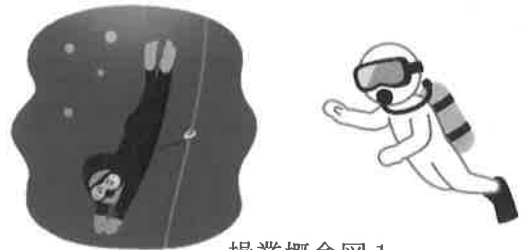
- (1) 令和5年6月23日 第518回漁業調整委員会 「なまこ漁業許可の有効期間の短縮について（諮問）」
- (2) 同年7月 第519回漁業調整委員会「なまこ漁業許可の制限措置及び許可を申請すべき期間並びに許可の基準について（諮問）」
- (3) 同年9月上旬 制限措置等の公示（県報掲載）
 ※令和3年度はR3. 9. 16、令和4年度はR3. 9. 1
- (4) 同年9月中旬から10月中旬まで 許可を申請すべき期間（1か月）
 ※令和3年度はR3. 9. 16～R3. 10. 15、令和4年度はR4. 9. 12～R4. 10. 11
- (5) 同年11月1日から令和6年10月31日まで 許可の有効期間（1年間）

本県で漁獲される なまこ について

- 和名：マナマコ（学名：*Apostichopus armata*）
- 分類：棘皮動物門 ナマコ綱 楯手目 シカクナマコ科
- 分布：潮間帯から水深 20 m 程度の浅海に生息する（沿岸域）。
- 漁業：素潜り（共同漁業権、自由漁業※）、潜水器漁業（知事許可漁業）により漁獲。
H25～漁業権対象種、H29～潜水器漁業許可
※茨城県海面漁業調整規則改正施行（R2.12.1）以前



写真1 マナマコ



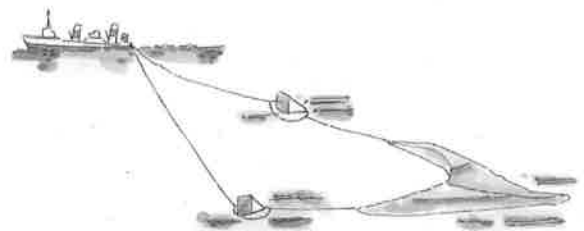
操業概念図1

左) 素潜り（漁業権、自由漁業※）
右) 潜水器（許可漁業）

- 和名：オキナマコ（学名：*Parastichopus nigripunctatus*）
- 分類：棘皮動物門 ナマコ綱 楯手目 シカクナマコ科
- 分布：九州～北海道の水深 20～600m に生息（沖合域）。
- 漁業：底びき網漁業により漁獲。
沖合底びき網漁業（大臣許可漁業）
小型機船底びき網漁業（知事許可漁業）



写真2 オキナマコ



操業概念図2

沖合底びき網漁業（大臣許可漁業）
小型機船底びき網漁業（知事許可漁業）



資料No. 2 - 1

漁諮問第 4 号

茨城海区漁業調整委員会

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、くろまぐろに関する令和 5 管理年度における知事管理漁獲可能量を別記のとおり変更したいので、同条第 5 項の規定において準用する同条第 2 項の規定により意見を求める。

令和 5 年 6 月 8 日

茨城県知事 大井川 和彦



諮問の理由

今般、農林水産大臣が、漁業法第15条第6項の規定に基づき、くろまぐろに関する令和5管理年度における本県の漁獲可能量を変更したことから、同法第16条第1項に基づき、茨城県資源管理方針に則して知事管理区分に配分する数量を変更するものである。

別記

令和5管理年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に掲げる数量

第1 くろまぐろ(小型魚)

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量
28.4 トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
平潟くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	3.857 トン
大津くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	5.054 トン
川尻くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	2.954 トン
久慈町くろまぐろ(小型魚)定置漁業	1.113 トン
久慈町くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	1.787 トン
久慈浜丸くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	1.363 トン
磯崎くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	1.765 トン
那珂湊くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	2.049 トン
大洗町くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	0.598 トン
鹿島灘くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	0.500 トン
はさきくろまぐろ(小型魚)漁船漁業	5.939 トン
その他くろまぐろ(小型魚)漁船漁業	0 トン

第2 くろまぐろ(大型魚)

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた量
6.9 トン
- 2 知事管理区分に配分する数量
茨城県くろまぐろ(大型魚)漁業に全量を配分する。

くろまぐろに関する令和5年度管理年度における
都道府県別漁獲可能量の変更の通知(経緯)

令和5年6月20日
茨城県農林水産部漁政課

1. くろまぐろ(小型魚)の漁獲可能量 (単位:トン)

当初配分	1回目変更	2回目変更	当初配分からの差
令和4年12月13日付 4水管第2918号	令和5年4月27日付 5水管第300号	令和5年5月19日付 5水管第468号	
23.9	28.7(+4.8)	28.4(Δ0.3)	(+4.5)
令和5年2月16日 第515回海区調整委 員会にて諮問・答申	※計算誤り	令和5年6月23日 第518回海区調整委 員会にて諮問	

2. くろまぐろ(大型魚)の漁獲可能量 (単位:トン)

当初配分	1回目変更	2回目変更	当初配分からの差
令和4年12月13日付 4水管第2918号	令和5年4月27日付 5水管第300号	令和5年5月19日付 5水管第468号	
6.2	6.9(+0.7)	6.9(変更なし)	(+0.7)
令和5年2月16日 第515回海区調整委 員会にて諮問・答申	※計算誤りなし	令和5年6月23日 第518回海区調整委 員会にて諮問	

5 水管第 300 号
令和 5 年 4 月 27 日

茨城県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (茨城県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚)	23.9 トン	28.7 トン
くろまぐろ (大型魚)	6.2 トン	6.9 トン



5水管第468号
令和5年5月19日

茨城県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

くろまぐろに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (茨城県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚)	28.7トン	28.4トン
くろまぐろ (大型魚)	6.9トン	6.9トン



くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更

当 初

小型魚		(a)	
23.9トン	→ 県留保分を 漁獲実績を 除きH22 分配※1 22 25 26	留保(5%)	1.194トン
		平 潟	3.235トン
		大 津	4.238トン
		川 尻	2.477トン
		会瀬(定置)	0.934トン
		久慈町	1.499トン
		久慈浜丸小	1.143トン
		磯 崎	1.480トン
		那珂湊	1.718トン
		大洗町	0.502トン
		鹿島灘	0.500トン
		はさき	4.980トン
大型魚		※2	
6.2トン	→ 全量 ※3 配分	県全体	6.200トン

令和5年5月19日変更通知後

小型魚		(b)	(b)-(a)
28.4トン (+4.5トン)	→ 県留保分を 漁獲実績を 除きH22 分配※1 22 25 26	留保(5%)	1.421トン 0.227トン
		平 潟	3.857トン 0.622トン
		大 津	5.054トン 0.816トン
		川 尻	2.954トン 0.477トン
		会瀬(定置)	1.113トン 0.179トン
		久慈町	1.787トン 0.288トン
		久慈浜丸小	1.363トン 0.220トン
		磯 崎	1.765トン 0.285トン
		那珂湊	2.049トン 0.331トン
		大洗町	0.598トン 0.096トン
		鹿島灘	0.500トン 0.000トン
		はさき	5.939トン 0.959トン
大型魚		※2	
6.9トン (+0.7トン)	→ 全量 ※3 配分	県全体	6.900トン 0.700トン

※1：茨城県資源管理方針（別紙1-3）第3に基づく配分。

※2：最低数量500キログラム（同上）

※3：茨城県資源管理方針（別紙1-4）第3に基づく配分。

固定式さし網漁業の許可等に関する取扱方針の改正について

令和5年6月23日
茨城県農林水産部漁政課

1. 漁法について

固定式さし網（甲種）は、2トン未満の漁船を用いて、主に浅海域で操業されるさし網である。操業期間は、主として、12月1日から翌年9月30日まで、操業区域は主に個々の漁業権漁場の範囲内である。近年は、資源及び漁獲量が増加しているイセエビが漁獲の主対象となっている。

2. 取扱方針改正（操業区域拡大）の要望について

固定式さし網（甲種）の操業区域は、主に漁業者（許可受有者）が所属する漁協が漁業権者となっている漁業権漁場内である。（例）大津漁協所属の漁業者の操業区域：茨共第3号漁場の範囲内

茨共第4号の漁業権は、大津漁協および川尻漁協の2者に免許されているが、取扱方針において、操業区域に定められていないことから、現在は両漁協の漁業者とも操業ができる状況にない。

一方改正漁業法では、水産資源の持続的な利用を確保するとともに水面の総合的な利用により漁業生産力を発展させることが求められていることから、近年増加しているイセエビ資源の有効利用や、沿岸漁業者の経営安定を図るため、茨共第4号漁業権漁場においても固定式さし網（甲種）の操業を可能とするよう、大津漁協及び川尻漁協から要望があった（資料No. 3-2）。

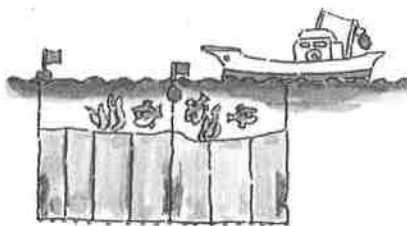


図1 操業概念図

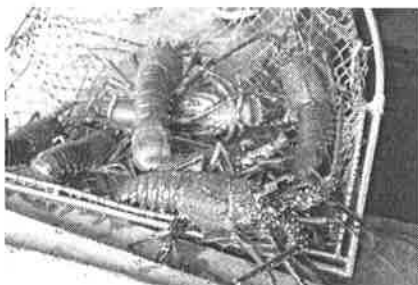


写真 固定式さし網漁業で水揚されたイセエビ

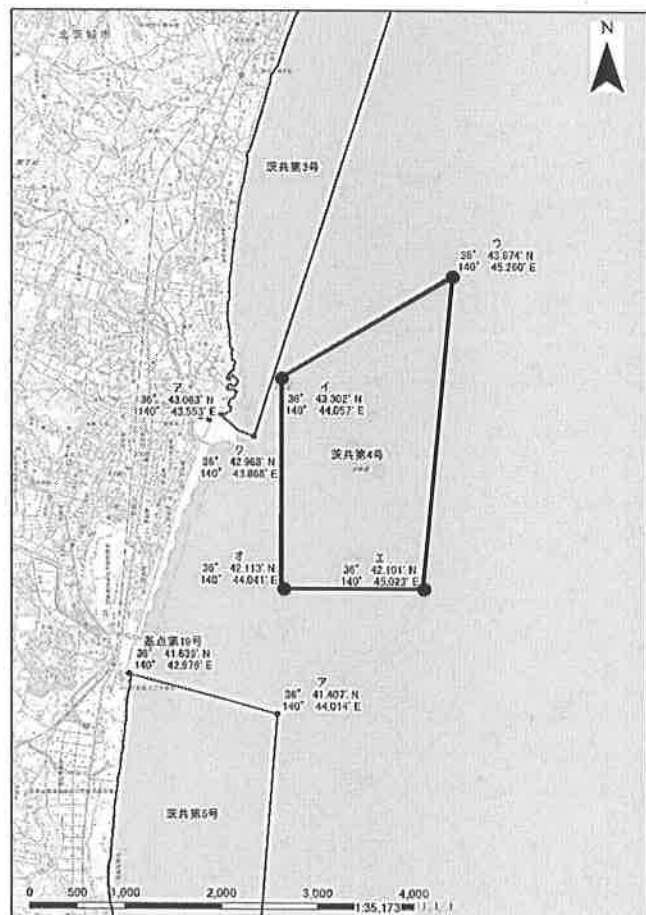


図2 茨共第3・4・5号共同漁業権の区域

漁業権免許			知事許可漁業の取扱い方針		
許可番号	地先	漁業権者	甲種さし網操業の可否		許可数
茨共第3号	北茨城市大津町 ～高萩市高戸	大津漁協	可	大津漁協所属の 許可受有者	23
茨共第4号	高萩市高戸	大津漁協・川尻漁協 (共有)	否	—	—
茨共第5号	日立市十王町伊師 ～日立市田尻町	川尻漁協	可	川尻漁協所属の 許可受有者	7

3. 対応(案)

大津及び川尻漁協の当該許可受有者が、茨共第4号漁業権漁場で操業することが可能となるよう、当該取扱方針を改正する。

【理由】 現在、漁業権免許申請に向け、茨共第4号漁業権の共同申請者である大津漁協および川尻漁協は茨共第4号漁業権漁場の適切かつ有効な利用に向け両漁協で協議し、行使契約を締結する見込みであり、漁業調整上の問題が懸念される状況にない。

また、漁業権漁場および生息する資源の有効利用を促すことは、漁業法の目的の一つである“水面の総合的な利用および漁業生産の発展”に資することとなる。

4. 改正案

固定式さし網漁業の許可等に関する取扱方針

第1～第3 (略)

(制限措置)

第4 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

固定式さし網漁業

(2) 許可等をすべき船舶等の数

水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

(3) 船舶の総トン数

下表のとおり

(4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下とする。

(5) 操業区域

下表のとおり

(6) 漁業時期

下表のとおり

(7) 漁業を営む者の資格

下表のとおり

船舶の 総トン数	操業区域※	漁業時期	漁業を営む 者の資格	
甲種 2 トン 未 満	茨共第1号共同漁業権の漁場区域（平潟）	12月1日 から翌年 9月30日 まで	茨城県に住 所を有し、 かつ、操業 区域の漁業 権者から操 業の同意を 得ている者	
	茨共第3号・第4号共同漁業権の漁場区域（大津）			
	茨共第4号・第5号共同漁業権の漁場区域（川尻）			
	茨共第6号共同漁業権の漁場区域（久慈町（会瀬））			
	茨共第7号共同漁業権の漁場区域（久慈町（河原子））			
	茨共第9号・第10号共同漁業権の漁場区域（久慈浜丸小）			
	茨共第10号共同漁業権の漁場区域（久慈町）			
	茨共第15号共同漁業権の漁場区域（大洗・鹿島灘・はさき）			
	茨共第12号共同漁業権の漁場区域及び乙種の操業区域のうち旧勝田市と旧那珂湊市の市界から正東線とひたちなか市と大洗町との市町界から正東線との間の海域（磯崎）			漁業権の 漁場区域 12月1日 から翌年 9月30日 まで
	茨共第13号共同漁業権の漁場区域及び乙種の操業区域のうち旧勝田市と旧那珂湊市の市界から正東線とひたちなか市と大洗町との市町界から正東線との間の海域（那珂湊）			乙種の操 業区域 6月10日 から8月 31日まで
乙種	(略)			

※ () 内の漁協に所属する許可受有者の許可証に記載される区域。本資料のみ注記。

第5～第10 (略)

付則

1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付則

この方針は、令和3年5月7日から施行する。

付則

この方針は、令和4年2月24日から施行する。

付則

この方針は、令和5年 月 日から施行する。

別記様式

コ サ 第 号

備考 文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上、間隔は2.5センチメートル以上とする。

令和 5 年 6 月 1 日

茨城県農林水産部漁政課長 殿

大津漁業協同組合

代表理事組合長 鈴木 徳穂



川尻漁業協同組合

代表理事組合長 田山 敏



固定式さし網漁業（甲種）の操業区域拡大に関する要望書

本県水産業の振興につきましては、日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県の沿岸漁業を取り巻く環境は、予測の難しい海洋環境の変化や燃料代高騰、後継者不足などに加え、ALPS処理水の問題と厳しい状況が続いております。

こうした状況下において、大津漁業協同組合においては茨共第3号及び茨共第4号、川尻漁業協同組合においては茨共第4号及び茨共第5号の漁業権免許を受有し、あわびやいせえび、藻類等の定着性資源を対象とした漁業を営んでいるところですが、茨城県知事許可により漁業権漁場内で営む固定式さし網漁業（甲種）（以下、「さし網漁業」）においては、その操業区域が許可の制限措置により各組合がそれぞれ単独で受有する漁業権漁場内（茨共第3号と茨共第5号）に限定されている状況です。

令和2年12月に施行された改正漁業法では、海面利用において、水産資源の持続的な利用を確保するとともに水面の総合的な利用により漁業生産力を発展させることが求められており、近年本県の沿岸では、さし網漁業の主要な漁獲対象であるいせえびの資源も増加傾向にあります。つきましては、両組合が共同で免許を受有する茨共第4号漁業権漁場におけるさし網漁業の操業の許可をいただきたくお願い申し上げます。また、当該漁業における操業区域が増えることは、漁場及び資源の有効利用だけでなく沿岸漁業者の経営安定に資するものであります。

なお、操業にあたっては、茨城県海面漁業調整規則、当該漁業に関する取扱方針、茨共第4号漁業権の行使に係る行使規則及び行使契約書を遵守し、漁業秩序を乱すことのないよう、指導してまいります。

組合といたしましては、今後とも漁業権漁場の環境維持を図りつつ、資源の持続的な利用に努めて参る所存でありますので、本要望について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

3 公示番号 茨共第4号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	ほや漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いかい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県高萩市高戸地先

ウ 漁場の区域

次のイ、ウ、エ、オ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度経度	位置
基点第20号	36° 43.080' N 140° 43.497' E	茨城県高萩市大字高戸字新立 631 番地に設置した標柱
ア	36° 43.063' N 140° 43.553' E	基点第20号から110度（真方位）90メートルの点
イ	36° 43.302' N 140° 44.057' E	アから58度54分（真方位）870メートルの点
ウ	36° 43.874' N 140° 45.260' E	アから58度54分（真方位）2,950メートルの点
エ	36° 42.101' N 140° 45.023' E	アから128度35分（真方位）2,820メートルの点
オ	36° 42.113' N 140° 44.041' E	アから157度（真方位）1,900メートルの点

(2) 免許予定日

令和5年9月1日

(3) 申請期間

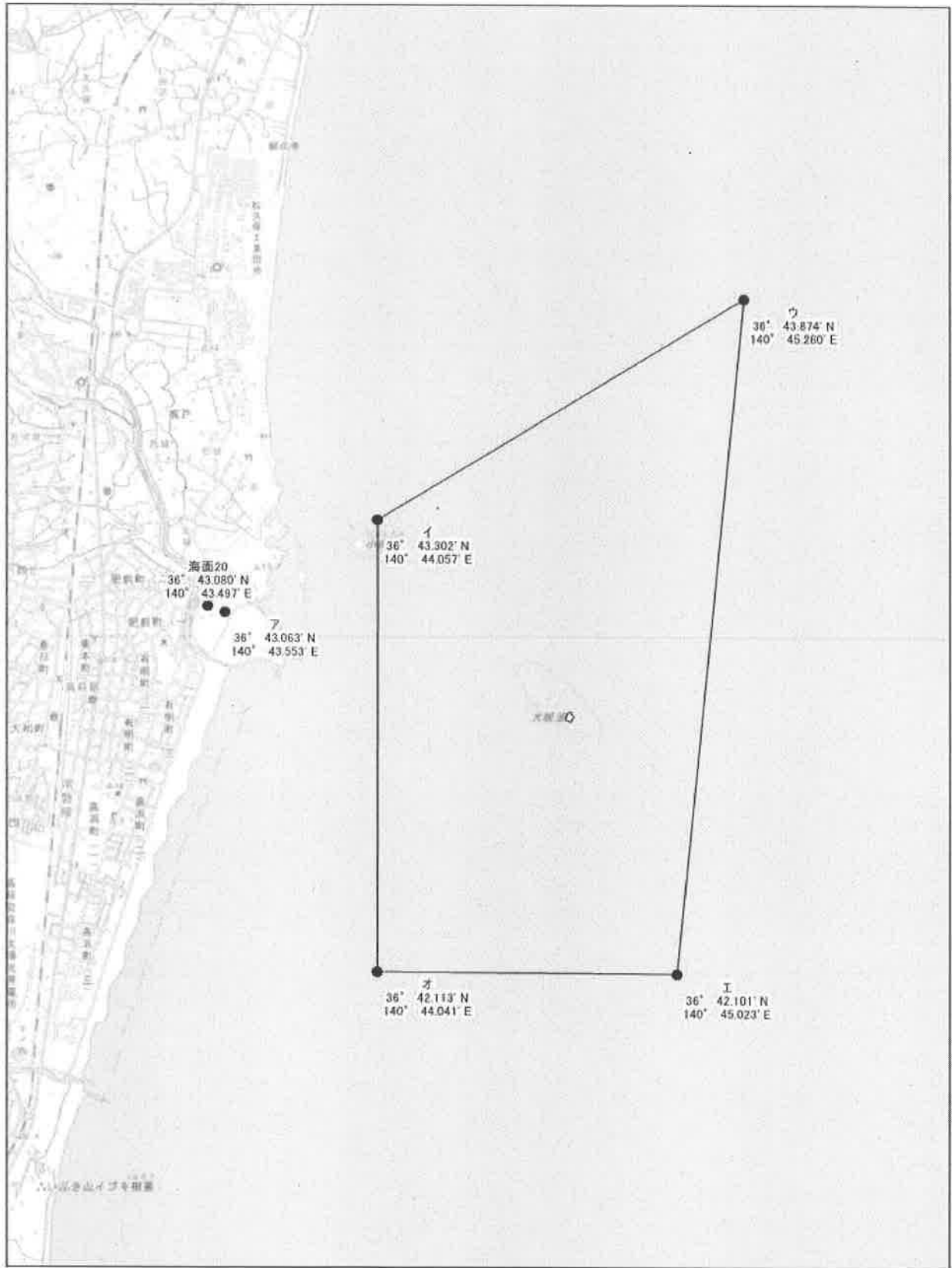
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県北茨城市大津町、大津町五浦、大津町北町、関南町神岡上、関南町神岡下、関南町仁井田及び磯原町磯原並びに高萩市高戸並びに日立市十王町伊師、川尻町、折笠町、小木津町、日高町、相田町及び田尻町

(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



0 580 1160 1740 2320 2900 m

茨共第4号

背景図:地理院タイル

許可等に関する取り扱い方針新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">固定式さし網漁業の許可等に関する取扱方針</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>（制限措置）</p> <p>第4 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 漁業種類 固定式さし網漁業</p> <p>(2) 許可等をすべき船舶等の数 水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。</p> <p>(3) 船舶の総トン数 下表のとおり</p> <p>(4) 推進機関の馬力数 漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下とする。</p> <p>(5) 操業区域 下表のとおり</p> <p>(6) 漁業時期 下表のとおり</p> <p>(7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり</p>	<p style="text-align: center;">固定式さし網漁業の許可等に関する取扱方針</p> <p>第1～第3（略）</p> <p>（制限措置）</p> <p>第4 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 漁業種類 固定式さし網漁業</p> <p>(2) 許可等をすべき船舶等の数 水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。</p> <p>(3) 船舶の総トン数 下表のとおり</p> <p>(4) 推進機関の馬力数 漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下とする。</p> <p>(5) 操業区域 下表のとおり</p> <p>(6) 漁業時期 下表のとおり</p> <p>(7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり</p>

船舶の 総トン数		操業区域	漁業時期	漁業を 営む者 の資格		
甲種	2 トン 未 満	茨共第1号共同漁業権の漁場区域	12月1日か ら翌年9月 30日まで	茨城県 に住所 を有し、 かつ、操 業区域 の漁業 権者か ら操業 の同意 を得て いる者		
		茨共第3号・第4号共同漁業権の漁場区域				
		茨共第4号・第5号共同漁業権の漁場区域				
		茨共第6号共同漁業権の漁場区域				
		茨共第7号共同漁業権の漁場区域				
		茨共第9号・第10号共同漁業権の漁場区域				
		茨共第10号共同漁業権の漁場区域				
		茨共第15号共同漁業権の漁場区域				
		茨共第12号共同漁業権の漁場区域及び乙種の操業区域のうち旧勝田市と旧那珂湊市の市界から正東線とひたちなか市と大洗町との市町界から正東線との間の海域			漁業権の漁場区域	12月1日か ら翌年9月 30日まで
		茨共第13号共同漁業権の漁場区域及び乙種の操業区域のうち旧勝田市と旧那珂湊市の市界から正東線とひたちなか市と大洗町との市町界から正東線との間の海域			乙種の操業区域	6月10日か ら8月31日 まで
乙種	(略)					

第5～第10 (略)

船舶の 総トン数		操業区域	漁業時期	漁業を 営む者 の資格		
甲種	2 トン 未 満	茨共第1号共同漁業権の漁場区域	12月1日か ら翌年9月 30日まで	茨城県 に住所 を有し、 かつ、操 業区域 の漁業 権者か ら操業 の同意 を得て いる者		
		茨共第3号共同漁業権の漁場区域				
		茨共第5号共同漁業権の漁場区域				
		茨共第6号共同漁業権の漁場区域				
		茨共第7号共同漁業権の漁場区域				
		茨共第9号・第10号共同漁業権の漁場区域				
		茨共第10号共同漁業権の漁場区域				
		茨共第15号共同漁業権の漁場区域				
		茨共第12号共同漁業権の漁場区域及び乙種の操業区域のうち旧勝田市と旧那珂湊市の市界から正東線とひたちなか市と大洗町との市町界から正東線との間の海域			漁業権の漁場区域	12月1日か ら翌年9月 30日まで
		茨共第13号共同漁業権の漁場区域及び乙種の操業区域のうち旧勝田市と旧那珂湊市の市界から正東線とひたちなか市と大洗町との市町界から正東線との間の海域			乙種の操業区域	6月10日か ら8月31日 まで
乙種	(略)					

第5～第10 (略)

付則

1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付則

この方針は、令和3年5月7日から施行する。

付則

この方針は、令和4年2月24日から施行する。

付則

この方針は、令和5年 月 日から施行する。

別記様式

コ サ 第 号

備考 文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上、間隔は2.5センチメートル以上とする。

付則

1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付則

この方針は、令和3年5月7日から施行する。

付則

この方針は、令和4年2月24日から施行する。

別記様式

コ サ 第 号

備考 文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上、間隔は2.5センチメートル以上とする。

令和5年度のかじき釣り（トローリング）大会実施計画について

1 大会主催者

茨城インターナショナルフィッシングフェスティバル実行委員会

大会会長：大井川知事、大会副会長：國井大洗町長・大谷ひたちなか市長

茨城県（事務局）、大洗町、大洗町商工会、一般社団法人大洗観光協会、

ひたちなか市、ひたちなか商工会議所、ひたちなか市観光協会、

いばらきビルフィッシュトーナメントネットワーク、

株式会社茨城ポートオーソリティ大洗支社 ※株式会社ユニマットプレシャスも参画予定

2 大会名称・日程

(1) 大洗カジキ BIG-1 カーニバル 2023

・令和5年7月から9月までの土曜日・日曜日・祝日（延べ30日予定）

(2) OARAI International Billfish Tournament 2023

（大洗インターナショナルビルフィッシュトーナメント 2023）

・令和5年8月18日（金）、8月19日（土）、8月20日（日）

3 大会海域

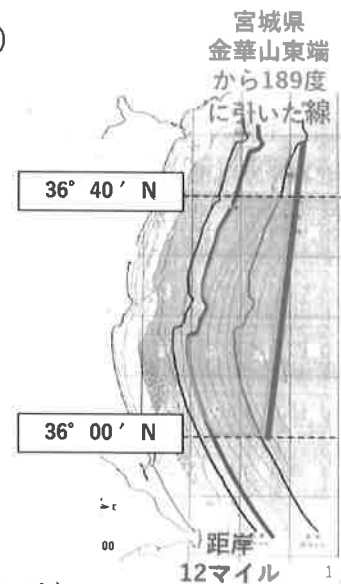
北端：36° 40' N

東端：船舶安全法施行規則における「沿海区域」のライン

（宮城県金華山東端から189度に引いたライン）

南端：36° 00' N

西端：距岸12マイルのライン



4 大会根拠地

大洗マリーナ

（大洗マリーナ以外に係留する船も参加。ただし、係留先は県内に限定）

5 対象魚種

カジキ類のみ（他の魚種は全てリリース）

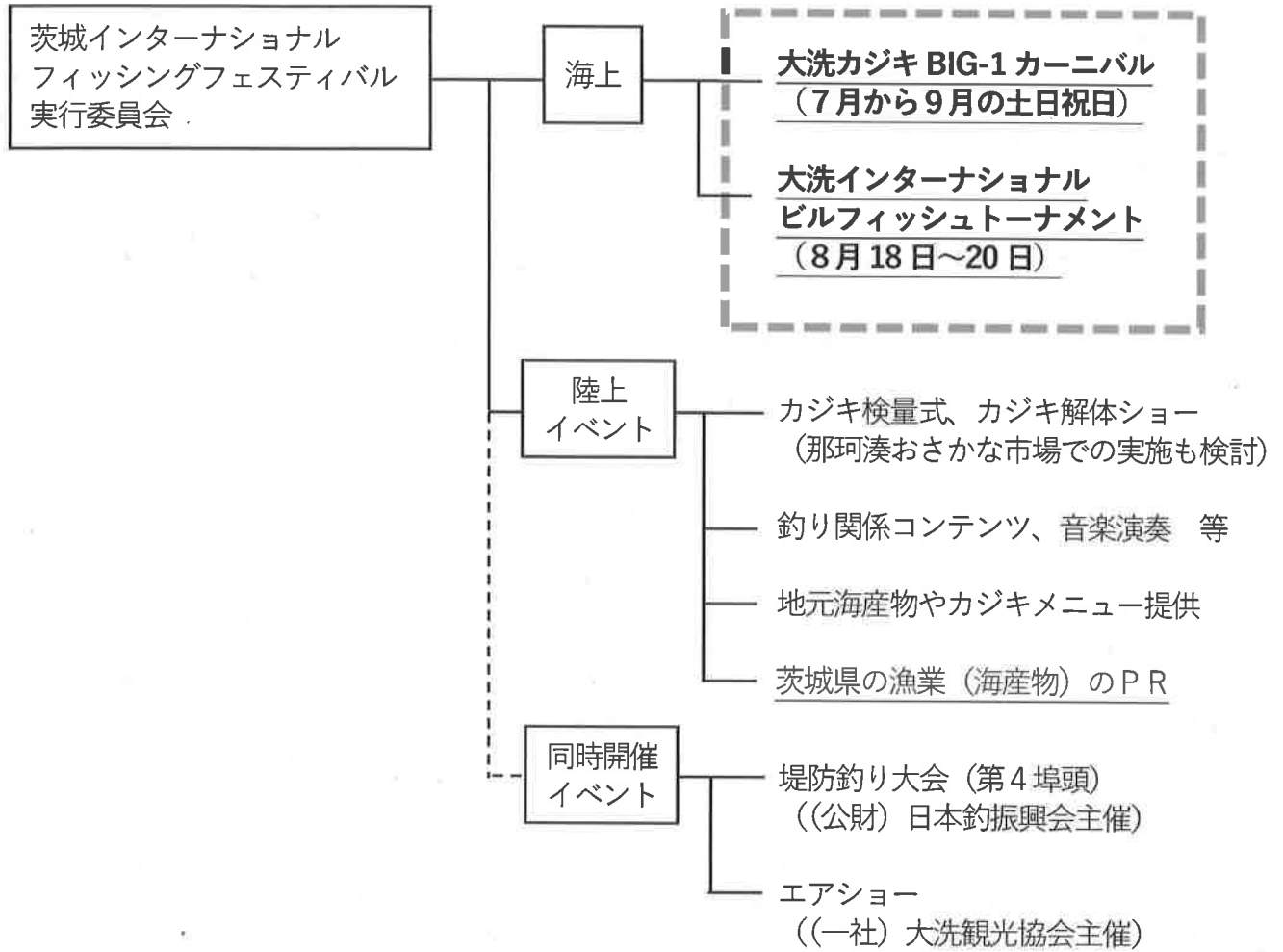
6 参加隻数

50隻程度（昨年度実績 BIG-1 カーニバル：30隻、ビルフィッシュトーナメント：34隻）

7 外国人参加

「OARAI International Billfish Tournament 2023」のみ外国人が数名参加予定
（日本人船長が操縦する日本籍船舶に乗船）

8 イベント全体のイメージ



安全な大会運営のための取組

<大会監視・参加艇の識別>

※今回追加

- ▶ 大会参加艇にAIS (ClassB以上) 設置を義務化
- ▶ 7月～9月の大会開催日 (土・日・祝日・8/18) において、県が参加艇を監視
⇒ より信頼度の高い有料サービスで実施
- ▶ 開催週ごとに参加艇を把握し、漁協を通じて事前に周知
- ▶ 大会参加艇は、ブリッジ等、見えやすい位置に標識旗を掲示

<大会関係の洋上トラブル通報窓口>

- ▶ 大会開催日において、AIS監視担当者等 (2名体制) が専用携帯電話を所持



<参加者に対する周知・徹底>

- ▶ キャプテン会議等において、ルールを周知・徹底
⇒ 漁船との距離3マイルの確保、出入港時の安全航行
⇒ 船曳網、底曳網、沖合かご、ヒラメ曳き釣り (大洗付近) の特徴を周知
- ▶ 漁場の形成状況等について情報収集し、参加艇に周知・注意喚起
⇒ カツオ、イナダ、メジを対象とした曳縄釣り

<くろまぐろ (大型魚) 採捕禁止期間中の大会ルール>

- ▶ BIG-1カーニバルは大会期間が長期にわたるため、採捕禁止期間においては、カジキ釣りに出航できる日数を、大会の承認日数の半分以下とする。

茨城県地域振興課

大会参加艇の出入港時の安全航行のルール

- 1 操業中の漁船との距離3マイルの確保を徹底しつつ、出入港時にはやむを得ず漁船との距離が近づくことが想定されるため、特に見張りを強化するとともに、漁船の近くを通らず、十分に減速しながら迂回して航行する。
- 2 特に、濃霧の時には、十分に気を付けて航行する。
- 3 漁船の出港・帰港時間を避けて出入港する。 (緊急の場合を除く)

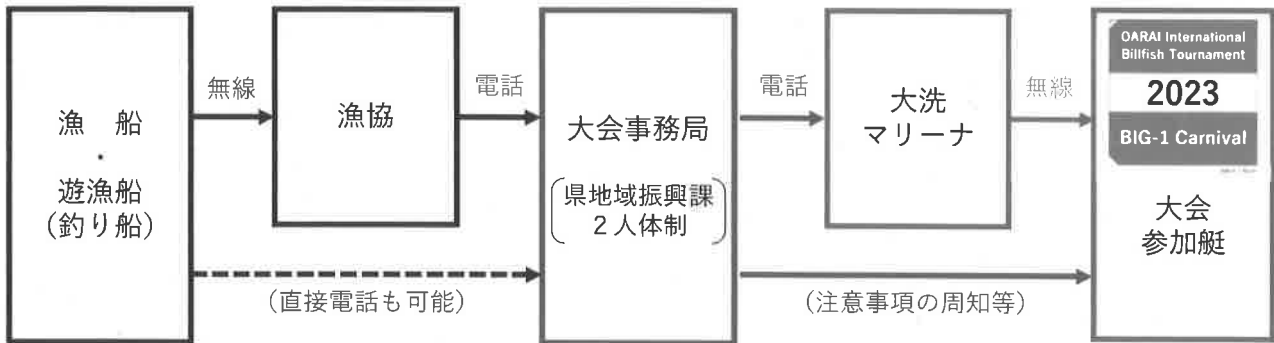
【マリナーに近い漁協の出港・帰港時間のめやす】

漁協	底曳網漁業	船曳網漁業	曳き釣り漁業
大洗町漁協		出港4:00～4:30、 帰港12:00	出港5:00、帰港12:00
那珂湊漁協	①出港14:00、帰港6:00 ②出港2:00、帰港13:00	出港4:00、帰港11:00	出港5:00、帰港12:00
磯崎漁協		出港4:00～4:30、 帰港11:30	出港4:00～4:30、 帰港12:00～13:00

【参考：カジキ釣り大会の開催時間等】

大洗カジキBIG-1カーニバル (1日の出艇は5隻程度)	日の出から日没まで
OARAI International Billfish Tournament	スタート6:30、ストップ15:00

大会当日の連絡窓口の設置 (昨年度大会から実施)



【大会事務局連絡先】

080-6886-9340
(繋がらない時: 080-1018-8433)

- 必要に応じて随時無線等で注意喚起
- 翌週開催日までに必要な周知を行う

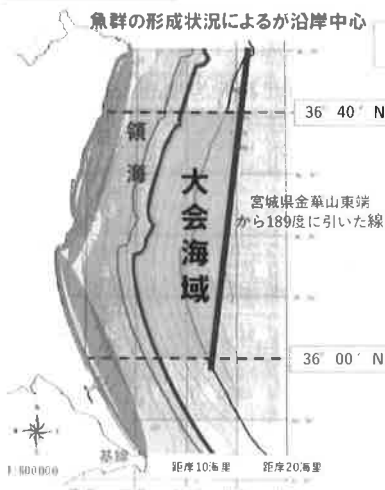
今回追加

ふなびきあみ 船曳網漁業

操業する期間

魚種/月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
しらす	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
さより	○	○	○	○	○							○
おきあみ		○	○	○	○	○	○					

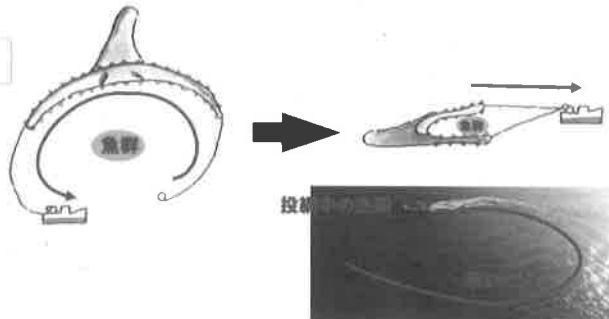
操業する区域



獲る魚

しらす、しらうお、さより、おきあみ

操業の様子



特徴

- ・ 海面近くを群れで泳ぐ魚などを獲る漁法
- ・ 魚群の回りに円を描くように網を投入し、投入した網の端を回収した後、全速力で網をひく
- ・ 魚群の形成状況によっては、浅い海域に漁船が集まる

そこ びき あみ 底曳網 漁業

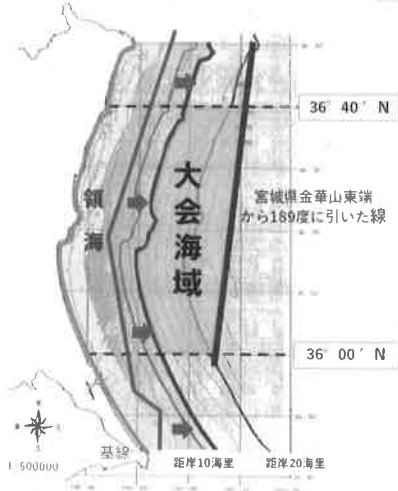
操業する期間

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○

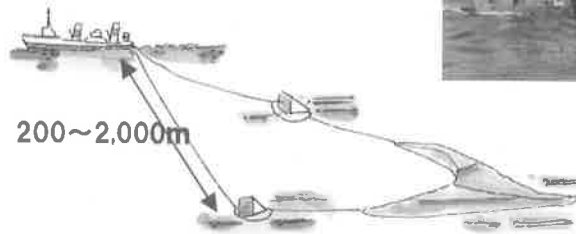
獲る魚

ヒラメ、カレイ類、イカ類、アンコウ、タコ など

操業する区域



操業の様子



特徴

- ・ 海底にいる魚などを獲る漁法
- ・ 船から長く伸ばしたワイヤーロープで網をひく
- ・ ワイヤーにはテンションがかかっている
- ・ 速度2~4ノットで水深に沿って南北にひく
- ・ 網をひいている間は、方向転換ができない

おき あい 沖合かこ 漁業

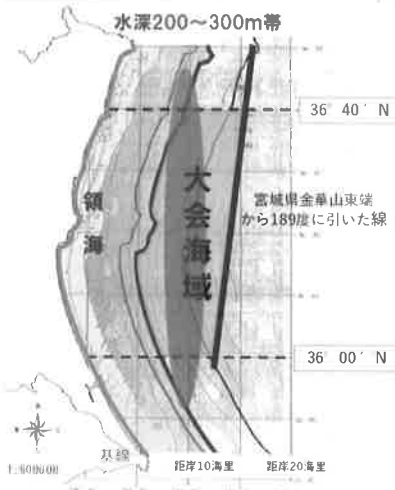
操業する期間

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
							○	○				

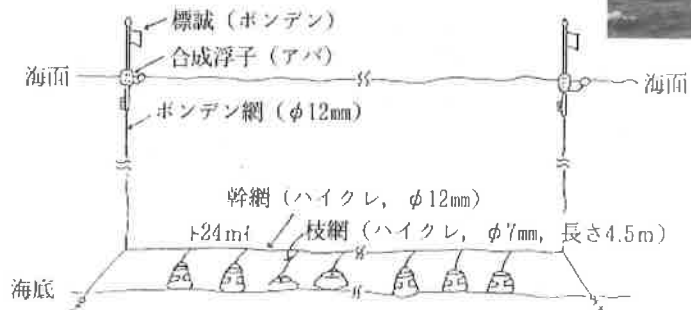
獲る生物

つづ貝 (シライトマキバイ)

操業する区域



操業の様子



特徴

- ・ 海底にいる「つづ貝」を獲る漁法
- ・ 標識 (ボンデン) の間に網を張り、海底にカゴを設置する
- ・ 一晩設置するため、周囲に船舶がない

ひっつ ヒラメ曳き釣り漁業

操業する期間

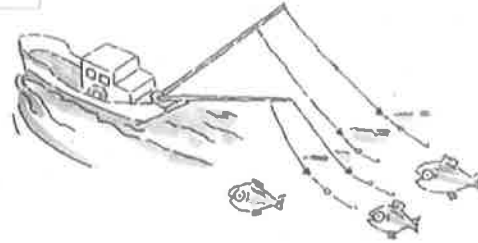
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

獲る生物 ヒラメ

操業する区域



操業の様子



特徴

- ・ 海底にいるヒラメを釣る漁法
- ・ 船から出した竿で、釣糸を曳きながら航行する
- ・ 1～2トンの小型船による操業、高齢者による操業が多い
- ・ 波に弱く、周囲を航行する船は押し波の発生に注意が必要

大洗カジキBIG-1カーニバル2023 開催要領

大会名称	大洗カジキBIG-1カーニバル2023
主催者	茨城インターナショナルフィッシングフェスティバル実行委員会
大会日程 (茨城海区漁業調整委員会に申請し、承認を受けようとする日程)	【7月大会】1st stage 1日(土)・2日(日)・8日(土)・9日(日)・15日(土)・16日(日)・17日(月・祝)・ 22日(土)・23日(日)・29日(土)・30日(日)
	【8月大会】2nd stage 5日(土)・6日(日)・11日(金・祝)・12日(土)・13日(日)・19日(土)・20日(日)・ 26日(土)・27日(日)
	【9月大会】3rd stage 2日(土)・3日(日)・9日(土)・10日(日)・16日(土)・17日(日)・18日(月・祝)・ 23日(土)・24日(日)・30日(土)
大会海域	北端：36° 40' N 東端：船舶安全法施行規則における「沿海区域」のライン (宮城県沖金華山東端から189度に引いたライン) 南端：36° 00' N 西端：距岸12マイルのライン
対象魚種	カジキ類のみ
参加費用	1チーム(1艇)につき50,000円 ※7月、8月、9月各月のエントリーもオールエントリーも同額
参加資格	外国籍の方はBIG-1に参加できません(永住者等を除く)。
設置義務	通信可能なVHF、有効なレーダー、AIS(Class B以上のもの)を設置し、大会参加中は常時稼働させてください。
BIG-1出艇時の 事前報告	BIG-1開催日ごとの参加艇を把握する必要があるため、BIG-1に出艇する際には、大会主催者が定めた方法で 事前に報告していただきます。当日の飛び入り参加は禁止とします。 ※事前報告の方法については、申し添えられた方に後日メールにてURLを送付します。
表彰	最大魚・最多T&R・最多ランディングなど (ラインクラスハンデはありません。IGFAルール厳守の事)
申込方法	① 出場申込書 ② (別紙)法令等の遵守に関する誓約書 ③ 船舶検査証書の写し ④ 船舶検査手帳の写し ⑤ 小型船舶操縦士免許証の写し ⑥ 無線局免許状の写し ①～⑥を、申込締切日までに下記申込先宛にFAX又は郵送でお申し込みください。
申込先	〒311-1301 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町1104-3 大洗カジキミュージアム 宛 電話029-352-3273・FAX029-352-3273
申込締切日	<7月大会> 申込書及び添付書類の提出〆切・・・6月10日(土) 選手名簿追加・修正〆切・・・6月17日(土) <8月大会> 申込書及び添付書類の提出〆切・・・7月10日(月) 選手名簿追加・修正〆切・・・7月22日(土) <9月大会> 申込書及び添付書類の提出〆切・・・8月10日(木) 選手名簿追加・修正〆切・・・8月19日(土)
参加費用振込先	筑波銀行 磯浜支店 普通 1035977 イバラキビルフィッシュトーナメントネットワーク 小野瀬太介 (各月の締切日までに入金をお願いします)
寄付金	大会参加費の一部を義援金として茨城県内の漁業団体等に寄付します。
釣果の寄付	BIG-1のカジキは売買しないことを条件に持ち帰ることも可能ですが、地域振興のため寄付をお願いしています。

大会参加にあたっての厳守事項

(1) 茨城県海面でのカジキ釣り(トローリング)大会の共通ルールについて

※ 茨城県海面漁業調整規則や茨城海区漁業調整委員会指示などに記載された、茨城県海面でのカジキ釣り(トローリング)大会の共通ルールについて、概要をまとめたものです。

① 採捕の基本条件の遵守

トローリングの承認	トローリングが認められるのは、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けたトローリング大会等のイベント参加者に限られます。 ※ 承認にあたり、漁業調整委員会から各種条件が付与されます。
海域	トローリングが認められるのは、「北緯36度00分の線、宮城県金華山東端から189度に引いた線、北緯36度40分の線及び陸岸に囲まれた海域(領海及び内水を除く。)」に限られます。 ※ 大会海域は、この範囲の中で別途設定されます。
期間・時間帯	トローリングが認められるのは、7月1日から9月30日までの土日祝日、かつ日の出から日没までの時間帯に限られます。
対象魚種	トローリングで採捕可能な魚種はカジキ類に限られます。他の魚はすべてリリースしてください。
茨城県内からの入出港	大会に参加する際には、茨城県内のマリーナ等から入出港してください(茨城県内のマリーナ等を根拠地とすることが、大会の開催条件となっています)。
標識旗の掲示	大会に参加している間は、大会標識旗を船舶の見やすい箇所に掲示してください。 ※ 大会主催者が漁業調整委員会の承認を受け次第、参加者に配布します。
承認証の写しの携帯	大会に参加している間は、漁業調整委員会の承認証の写しを携帯してください。 ※ 大会主催者が漁業調整委員会の承認を受け次第、参加者に配布します。

② 安全対策の遵守

AISの設置義務	使用する船舶にAIS(ClassB以上のもの)を設置し、大会において航行している間、常時稼働させてください。
漁業の妨げとなる行為の禁止	漁業船の操業及び航行の妨げとなる行為を行わないでください。
操業船との距離確保	漁船等の操業船と3マイル以上の距離をとって航行してください。
その他の安全対策	入出港時の徐行、見張り人員の確保、救命用具の着用を徹底してください。

③ その他の遵守事項

反社会的勢力の排除	船舶所有者や船長、乗船者に茨城県暴力団排除条例第2条第1号から同条第3号に規定する者(※)を含む場合、大会に参加することはできません。 (※) 暴力団・暴力団員等(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む)
採捕実績の報告	出艇日毎の航行記録及び採捕記録報告書を、採捕終了後速やかに大会主催者に提出してください。 ※ 航行記録については、コースプロッターやGPSプロッター等の出力データを印刷したもの、又は画面を撮影した画像データを提出してください(大会海域からの逸脱がないか客観的に把握するため)。

(2) 競技部分以外の大会ルールについて

※ 競技部分のルールについては、申込まれた方に別途お伝えします。

大会日程・大会海域	大会日程及び大会海域を厳守してください。
マリンVHF送受信機及びレーダーの設置	使用する船舶に通信可能なマリンVHF送受信機及び有効なレーダーを設置してください。
保険への加入	対人賠償・対物賠償を含む保険に各艇で加入してください。
採捕したカジキの扱い	採捕したカジキを売買することはできません。
くろまぐろに関する大会ルール	本大会の対象魚種はカジキ類のみです。意図せずくろまぐろが釣れた場合、大きさに関わらず全てリリースしてください。太平洋広域漁業調整委員会指示により、BIG-1の期間中にくろまぐろ(大型魚)の採捕が禁止となった場合、禁止となった期間においては、カジキ釣りに出航できる日数を、船ごとに大会開催日数の半分以下とします。 ※ 遊漁者によるくろまぐろの採捕に関するルールについては、太平洋広域漁業調整委員会指示をご確認ください。

OARAI International Billfish Tournament 2023 開催要領

大会名称	OARAI International Billfish Tournament 2023 (大洗インターナショナルビルフィッシュトーナメント 2023)
主催者	茨城インターナショナルフィッシングフェスティバル実行委員会
大会日程	2023年 8月11日(金) … キャプテン会議(予定) 18日(金) … 大会1日目、ウェルカムパーティー 19日(土) … 大会2日目 20日(日) … 大会3日目、表彰式&パーティー ※天候等により、中止となる場合があります。
大会海域	北端：36° 40' N 東端：船舶安全法施行規則における「沿海区域」のライン (宮城県沖金華山東端から189度に引いたライン) 南端：36° 00' N 西端：距岸12マイルのライン
対象魚種	カジキ類のみ
参加費用 ※参加費用を賞金に 充てることはありません	<競技参加者> 1チームにつき35,000円 + 選手1人につき20,000円 ↓ ※ キャプテンを含めた出場選手全員分必要です(小学生以下は4分の1の5,000円) <ゲスト参加者(船に乗るが競技に参加しない方)> 1人につき10,000円 <パーティーのみ参加者(船に乗らない方)> 1人につき10,000円
参加資格	・1艇3名以上のチーム単位での参加とします。 ・本大会は、外国籍の方でも参加できる国際大会として開催予定です。ただし、遊漁船業登録をした日本船舶で、かつ日本人船長が操縦する船舶に乗船するなどの条件を満たす必要があります。外国籍の方(永住者等を除く)の参加を希望する場合は、必ず前もって大会事務局までお問合せください。
設置義務	通信可能なVHF、有効なレーダー、AIS(Class B以上)を設置し、大会参加中は常時稼働させてください。
ルール	IGFAルール
表彰・賞金	別途定めます
申込方法	① 出場申込書 ② (別紙)法令等の遵守に関する誓約書 ③ 船舶検査証書の写し ④ 船舶検査手帳の写し ⑤ 小型船舶操縦士免許証の写し ⑥ 無線局免許状の写し ①～⑥を、申込締切日までに下記申込先宛に郵送、FAXまたはE-mailでお申し込みください。 ※大洗カジキBIG-1カーニバル2023出場にあたり既に②～⑥を提出済の方は、①のみ提出してください。
申込先	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県政策企画部地域振興課内 茨城インターナショナルフィッシングフェスティバル実行委員会事務局 宛 電話 029-301-2778 ・ FAX 029-301-2789 ・ E-mail chikei8@pref.ibaraki.lg.jp
申込締切日	申込書及び添付書類の提出〆切…7月21日(金) 名簿追加・修正〆切…7月28日(金)
参加費用振込先	常陽銀行 県庁支店 普通 1342153 茨城インターナショナルフィッシングフェスティバル実行委員会 事務局長 安藤伸之 イバラキインターナショナルフィッシングフェスティバルジッコウインカイジムキョクチョウアンドウノブユキ 入金締切日：7月28日(金)
釣果の寄付	ランディングしたカジキは全量寄付となります。

大会参加にあたっての厳守事項

(1) 茨城県海面でのカジキ釣り(トローリング)大会の共通ルールについて

※ 茨城県海面漁業調整規則や茨城海区漁業調整委員会指示などに記載された、茨城県海面でのカジキ釣り(トローリング)大会の共通ルールについて、概要をまとめたものです。

① 採捕の基本条件の遵守

トローリングの承認	トローリングが認められるのは、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けたトローリング大会等のイベント参加者に限られます。 ※ 承認にあたり、漁業調整委員会から各種条件が付与されます。
海域	トローリングが認められるのは、「北緯36度00分の線、宮城県金華山東端から189度に引いた線、北緯36度40分の線及び陸岸に囲まれた海域(領海及び内水を除く。)」に限られます。 ※ 大会海域は、この範囲の中で別途設定されます。
期間・時間帯	トローリングが認められるのは、8月18日(金)から8月20日(日)までの3日間、かつ日の出から日没までの時間帯に限られます。
対象魚種	トローリングで採捕可能な魚種はカジキ類に限られます。他の魚はすべてリリースしてください。
茨城県内からの入出港	大会に参加するには、茨城県内のマリーナ等から入出港してください(茨城県内のマリーナ等を根拠地とすることが、大会の開催条件となっています)。
標識旗の掲示	大会に参加している間は、大会標識旗を船舶の見やすい箇所に掲示してください。 ※ 大会主催者が漁業調整委員会の承認を受け次第、参加者に配布します。
承認証の写しの携帯	大会に参加している間は、漁業調整委員会の承認証の写しを携帯してください。 ※ 大会主催者が漁業調整委員会の承認を受け次第、参加者に配布します。

② 安全対策の遵守

AISの設置義務	使用する船舶にAIS(ClassB以上のもの)を設置し、大会において航行している間、常時稼働させてください。
漁業の妨げとなる行為の禁止	漁業船の操業及び航行の妨げとなる行為を行わないでください。
操業船との距離確保	漁船等の操業船と3マイル以上の距離をとって航行してください。
その他の安全対策	入出港時の徐行、見張り人員の確保、救命用具の着用を徹底してください。

③ その他の遵守事項

反社会的勢力の排除	船舶所有者や船長、乗船者に茨城県暴力団排除条例第2条第1号から同条第3号に規定する者(※)を含む場合、大会に参加することはできません。 (※) 暴力団・暴力団員等(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む)
採捕実績の報告	出艇日毎の航行記録及び採捕記録報告書を、採捕終了後速やかに大会主催者に提出してください。 ※ 航行記録については、コースプロッターやGPSプロッター等の出力データを印刷したもの、又は画面を撮影した画像データを提出してください(大会海域からの逸脱がないか客観的に把握するため)。

(2) 競技部分以外の大会ルールについて

※ 競技部分のルールについては、申し込まれた方に別途お伝えします。

大会日程・大会海域	大会日程及び大会海域を厳守してください。
マリンVHF送受信機及びレーダーの設置	使用する船舶に通信可能なマリンVHF送受信機及び有効なレーダーを設置してください。
保険への加入	対人賠償・対物賠償を含む保険に各艇で加入してください。
採捕したカジキの扱い	採捕したカジキを売買することはできません。
くろまぐろの扱い	本大会の対象魚種はカジキ類のみです。意図せずくろまぐろが釣れた場合、大きさに関わらず直ちに海中にリリースしてください。

(通知案)

令和5年6月 日

沿海地区の漁業協同組合 様

茨城インターナショナルフィッシングフェスティバル実行委員会
(事務局：茨城県地域振興課)

IBARAKI INTERNATIONAL FISHING FESTIVAL
の陸上イベントへの出店について (ご案内)

平素は、県事業への格別のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年8月のカジキ釣り国際大会にあわせて、一般客向けの陸上イベントを開催する予定ですので、沿海地区の漁業協同組合様の出店希望をお伺いします。

なお、今回のイベントは、茨城県の漁業や海産物をPRする場にしたいと考えており、県漁政課の協力により漁業等PRブースの設置なども検討しております。

- 1 イベント名称：IBARAKI INTERNATIONAL FISHING FESTIVAL
in Hitachinaka-Oarai Resort 2023
- 2 陸上イベントの日程：令和5年8月19日(土)、8月20日(日)
(オープン時間：10時～16時頃)
- 3 陸上イベントの場所：大洗マリンタワー前芝生広場
- 4 出店の条件：①出店料無料(売上納付金等なし)
②各漁協とも1ブース(1テント)以内
③テント(間口5.4m×奥行3.6m)やテーブル・イス・電源
(コンセント1つ、1,500wまで)は実行委員会が用意
- 5 集客目標：2日間で10,000人(昨年実績は1日で3,000人)

今年の夏は海を清喫!

トークショー開催!

OARAI INTERNATIONAL FISHING FESTIVAL

2022

8.27.土 28.日

10:00 ▶ 15:00 ※雨天決行荒天中止

大洗港区第4埠頭・特設会場

茨城県東茨城郡大洗町港中央12-5(大洗マリーナ横)

入場無料

アングラーズ
アイドル
神野梓さん
@shinonazuki



プロアングラー
村田基さん
(いばらき大使)



プロモデル
秋丸美帆さん
@akiwamiho



OARAI International Billfish Tournament



日本初!海外から外国人が参加できる
カジキ釣り国際大会

その日釣り上げたカジキを間近で見られる検量式を行います。

生のカジキの迫力を全身で堪能してください。

●検量式 27(土)16:00~ 28(日)15:00~

イベントブース

●人気アングラーによる トークショー

2日間人気アングラーのトークショーを行います。(詳細は裏面を参照してください。)

●カジキ解体ライブショー

200kgを超える大物もいる「カジキ」を解体します。大迫力のカジキ解体ショーを体験してください。

体験ブース ※無料・先着順

●カジキ釣り 迫力のカジキ釣りを 体験しよう! / 体験シミュレーター

●体験乗船(ボート・ヨット)



体験ブース ※無料・先着順

●堤防釣り体験

※釣り未経験の方対象
(竿、仕掛け、餌、ご用意不要)

お問合せ

TEL.029-228-5554

主催:日本釣振興会茨城県支部 釣り大会同時開催!



●トウクトウク 体験乗車

8月28日(日)のみ

10:00~13:00

※最終受付 12:45



●「うみまちアート」 ワークショップ

貝殻やシーグラスなど海の漂流物を使ってオリジナルの作品を作ろう!

参加無料!
1日券 120円

海日本
PROJECT

飲食ブース

盛りだくさんのメニューを楽しもう! /

●ご当地グルメなど(15店舗程度)



ご当地グルメいろいろ!

メロンまるごとソーダ
ハム焼き、カジキメニュー
茨城の海産物
(岩がき、はまぐりの浜焼)
など キッチンカーもくるよ!



[主催]大洗インターナショナルフィッシングフェスティバル実行委員会

[構成員]茨城県、大洗町、(一社)大洗観光協会、大洗町商工会、いばらきビルフィッシュトーナメントネットワーク、(株)茨城ポートオーソリティ

廣澤美術館

大貫工務店



Nihon Human Support
日本ヒューマンサポート

SHIBA

SEKI/SHO
SEKISHO GROUP

常陽銀行

三井住友建設

Japanst

JX JX金属

IGA
イカラジ産業株式会社



OARAI INTERNATIONAL FISHING FESTIVAL

2022



イベントスケジュール

※天候やその他の事情により、イベントの内容が変更・中止となる場合があります。

8/27 [sat]		8/28 [sun]		8/27 [sat] 28 [sun]
10:00	10:30 ●キッズダンスチーム 「ANGEL KID'S」 	10:30 ●キッズダンスチーム 「まっちゃんとうかいな仲間たち」		各コーナー 10:00~15:00 飲食ブース ●ご当地グルメ (メロンまるごとソーダ、ハム焼等) ●カジキメニュー ●茨城の海産物 ●キッチンカー など 体験ブース ※無料・先着順 ●カジキ釣り体験シミュレーター ●堤防釣り体験 ●トゥクトゥク体験乗車 ●体験乗船(ボート・ヨット) ●うみまちアートワークショップ など 展示ブース ●アクアワールド・大洗コーナー ●日本釣振興会コーナー ●海上保安庁コーナー ●ミニショベル展示 ●ボート展示 など 
11:00	11:00 ●ねば〜る君の カジキクイズ 			
11:00	11:30 ●カジキ解体ライブショー	11:30 ●室屋義秀エアショー in 大洗 場所/大洗港区第4埠頭周辺 		
12:00	12:00 ●神野梓&村田基トークショー  プロアングラー 村田基さん (いばらき大使) 	12:00 ●カジキ解体ライブショー 		
12:00	12:30 ●アライッペとタラコン博士の カジキクイズ 	12:30 ●秋丸美帆 トークショー 		
13:00	13:00 ●大洗高校マーチングバンド部 「BLUE-HAWKS」 コンサート 	13:00 ●秋丸美帆 トークショー 		
13:00	13:30 ●堤防釣り大会表彰式	13:30 ●堤防釣り大会表彰式		
14:00	14:00 ●室屋義秀 トークショー エアレース・パイロット 室屋義秀さん 	14:00 ●海上保安庁音楽隊コンサート 		



●大洗高校マーチングバンド部「BLUE-HAWKS」

●室屋義秀エアショー
(主催:大洗観光協会)

会場 大洗港区第4埠頭・特設会場
茨城県東茨城郡大洗町港中央12-5(大洗マリーナ横)
JR常磐線水戸駅→鹿島臨海鉄道大洗駅下車→徒歩約20分
北関東自動車道水戸大洗インター→国道51号線大洗方面へ約10分
※28(日)は大洗八朔祭も開催されます。周辺は混雑が予想されますので会場へはなるべく公共交通機関でお越しください。

お問い合わせ **大洗インターナショナルフィッシングフェスティバル実行委員会 事務局**
茨城県政策企画部地域振興課内 TEL.029-301-2778

沼尻産業(株)・株木建設(株)・(株)建久・(株)キーサイド・(株)コーディネアル・(株)ケン・マツウラリールジャパン・北関東ファミリー(株)・(株)伊東商事・ひたちなかIT企業協議会・ヤンマー船用システム(株)茨城支店・(株)春峰園・(株)千代田テクノ・東京海上日動火災保険(株)・(株)筑波銀行・今川医療福祉グループ・(有)デルタ・関東道路(株)・(株)アサイン・(株)裕建・医療法人安東会みどりクリニック・茨城県信用組合・茨城県信用保証協会・ビッグゲームルアーズ・伊部(株)SINA COVA・(株)ゆにる一ず・日立建機日本(株)日立営業所・桃井製網(株)・柴沼醤油醸造(株)